

『生活保護手帳 別冊問答集 2021年度版』

－ 追 補 －

- ◆ 本書の発行後、令和3年9月1日付けで「『生活保護問答集について』の一部改正について」（令和3年9月1日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）が発出され、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部改正が行われました（2021年10月1日から適用）。

今般、上記の改正を踏まえ、追補を作成しました。『生活保護手帳 別冊問答集 2022年度版』刊行までの補訂資料として、本書とあわせてご活用ください。

中央法規

（2021年9月22日）

『生活保護手帳 別冊問答集 2021 年度版』 追補

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
363 頁	問9-2の答	<p>(答) 民法における代理とは、代理人が、代理権の範囲で、代理人自身の判断でいかなる法律行為をするかを決め、意思表示を行うものとされている。これに対して生活保護の申請は、本人の意思に基づくものであることを大原則としている。このことは、仮に要保護状態にあったとしても生活保護の申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であるということを意味しており、代理人が判断すべきものではない。また、要保護者本人が、急迫した状況にあると認められる場合には法第 25 条の規定により、実施機関は職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなくてはならないこととなっている。</p> <p>また、要保護者本人に十分な意思能力が無い場合や保護を要するにもかかわらず意思を表示できない場合については、急迫した状況にあると認めて差し支えない。</p> <p>以上のことから代理人による保護申請はなじまないものと解することができる。</p> <p>なお、本人が自らの意思で記載した申請書を代</p>	<p>(答) 民法における代理とは、代理人が、代理権の範囲で、代理人自身の判断でいかなる法律行為をするかを決め、意思表示を行うものとされている。これに対して生活保護の申請 (以下「保護申請」という。) は、本人の意思に基づくものであることを大原則としている。このことは、仮に要保護状態にあったとしても保護申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であるということを意味しており、代理人が判断すべきものではない。また、要保護者本人が、急迫した状況にあると認められる場合には法第 25 条の規定により、実施機関は職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなくてはならないこととなっている。</p> <p>また、要保護者本人に十分な意思能力が無い場合や保護を要するにもかかわらず意思を表示できない場合については、急迫した状況にあると認めて差し支えない。</p> <p>以上のことから、原則として、代理人による保護申請はなじまないものと解することができる。</p>	2021/10/1 から適用

		<p>理人が持参した場合については、これは代理ではなく、使者として捉えるべきであり、そこで行われた申請は有効となるので留意が必要である。</p>	<p><u>ただし、成年被後見人（被保佐人、被補助人は含まない。以下同じ。）については、「事理を弁識する能力を欠く常況にある」ことから、保護申請に係る判断能力がないこと、成年後見人に代理権が付与されている「財産に関するすべての法律行為」には保護申請も含まれると解することができること等から、成年後見人による保護申請については、<u>法第7条に基づく有効なものとして取り扱うこととする。この際、生活保護受給中においては、<u>法第27条に基づく指導・指示の可能性</u>があるなど、<u>一定の行為制限を伴うことから、民法第859条第2項において準用する同法第824条ただし書の規定の趣旨に鑑み、要保護者本人の同意があることが望ましい。</u></u></u></p> <p>なお、本人が自らの意思で記載した申請書を代理人が持参した場合については、これは代理ではなく、使者として捉えるべきであり、そこで行われた申請は有効となるので留意が必要である。</p>	
--	--	--------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--